

**令和8年度京都市学校跡地活用の推進に係る活用可能性調査等業務委託
公募型プロポーザル募集要領**

1 委託業務名

令和8年度京都市学校跡地活用の推進に係る活用可能性調査等業務委託

2 委託期間、委託金額の上限、委託業務の内容等

別紙「令和8年度京都市学校跡地活用の推進に係る活用可能性調査等業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

3 参加資格要件

参加申請書等を提出する日において(1)~(7)の要件を全て満たす者であること。

- (1) 京都市契約事務規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者であること。ただし、本市の競争入札参加有資格者でない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有するものである場合は、本プロポーザル等においては、競争入札有資格者とみなす。
- (2) 参加申請の期限から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 国又は地方公共団体が設置した公共施設跡地又は施設再編、機能廃止等により用途転換又は利活用の検討を要する公共施設を対象として、利活用方針の検討、基本構想若しくは基本計画の策定、又は民間活力導入可能性調査等を行った業務を元請として受注して履行済みであること。
- (4) 統括責任者として、次のア及びイの要件を満たす者を配置し得ること。
 - ア 自社に所属し、本業務の実施期間を通じて継続して配置可能であること。
 - イ 国又は地方自治体が設置する公共施設整備等に関する事業に係る基本構想若しくは基本計画作成業務、又は民間活力導入可能性調査業務等について、プロジェクトマネージャー等の役割で参画した実績を有すること。ただし、本プロポーザルの公告の前日5年以内に業務を完了したものに限る。
- (5) 主任技術者として、次のア及びイの要件を満たす者を配置し得ること。
 - ア 自社に所属し、本業務の実施期間を通じて継続して配置可能であること。
 - イ 国又は地方自治体が設置する公共施設整備等に関する事業に係る基本構想若しくは基本計画作成業務、又は民間活力導入可能性調査業務を履行した実績を有すること。ただし、本プロポーザルの公告の前日5年以内に業務を完了したものに限る。
- (6) 一級建築士の資格を有する担当者を配置すること。ただし、当該担当者は、受注者(単体企業又は共同企業体構成員)又は本事業において受注者と業務協力関係にある者に所属する者とする。なお、統括責任者又は主任技術者が当該

資格を有する場合はこの限りでない。

(7) 共同企業体として参加する場合は、次に掲げる事項の全てを満たしていること。

ア 共同企業体の各構成員は、上記(1)及び(2)の要件に該当する者であること。

イ 上記(3)については、受注実績を有する者が代表構成員であること。

ウ 上記(4)～(6)については、統括責任者は代表企業体から、それ以外の従事者については、共同企業体内で適切に配置すること。

エ 共同企業体の各構成員は、本プロポーザルを行う他の共同企業体の構成員又は単体の企業として参加しないこと。

オ 代表構成員の出資比率は、構成員中最大であること。

4 スケジュール

内容	日程（全て令和8年）
質問受付	5月29日（金）～6月5日（金）
質問回答の公表	6月10日（水）
提出書類の締切	6月15日（月）
受託候補者の決定	6月下旬

※ プレゼンテーション（ヒアリング）を実施する場合は、全応募者に対して連絡する

5 提出書類

提出にあたっては、以下の項目を確認のうえ、漏れなきよう提出を行うこと。

(1) プロポーザル参加申請書（第1号様式）〈1部〉

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者以外は、参加申請書と併せ、自己を証明する書類として次の書類（ア～カについては原本（コピー不可）とし、申込日から3箇月以内に発行されたもの）を提出すること。

ア 登記事項証明書（全部事項証明書又は履歴事項全部証明書）

イ 法人税又は所得税及び消費税等の未納がないことを証明する納税証明書

ウ 本市の市民税及び固定資産税の未納がないことを証明する納税証明書

※ 法人にあつては京都市内に事業所等が所在する場合又は法人名義の固定資産を所有する場合のみ。個人にあつては京都市内に住民票がある場合又は固定資産を所有する場合のみ。

エ 水道料金・下水道使用料納付証明書

※ 京都市内に事業所等が所在し、使用者名義が被選定候補者の場合のみ。

オ 登録を受けている事業の登録証明書

※ 法令の規定により、当該営業について免許、許可又は登録が必要な場合のみ。

カ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号

に規定する暴力団密接関係者に該当しないことの誓約書

(誓約書は、京都市情報館 ([京都市：条例・規則・要綱・様式](#)) に掲載の様式を使用すること)

(2) 企画提案書 (様式自由) 〈6部〉

企画提案書は、仕様書「5 業務内容・実施手順」記載の業務内容に沿った提案とし、7記載の審査基準に留意のうえ、作成すること

- ・ 学校跡地活用対象10校の市場性等の分析
- ・ 跡地活用に必要な導入機能の検討及び諸条件整理
- ・ 業務スケジュール
- ・ 実施体制

また、提案内容の業務の実績や体制を証明する書類として、次の書類を含め、企画提案書を作成のうえ、提出すること。

ア 同種業務履行実績調書 (第2号様式①・②)

同種実績を最大5件まで記載してください。

イ 類似業務履行実績調書 (第3号様式①・②)

類似実績を最大10件まで記載してください。

ウ 配置技術者調書 (第4号様式①・②)

同種実績を最大5件、類似実績は最大10件まで記載の上、提出すること。

エ 資格を証明する資格者証等の写し

ウに記載する者について、規定する資格を有する者がいる場合は提出すること。

オ 業務従事者配置調書 (第5号様式)

統括責任者、主任技術者以外の本業務委託に従事する者について提出すること。なお、共同企業体、業務協力関係にある企業の従事者も含む。

カ 共同企業体届出書兼委任状 (第6号様式)

共同企業体として参加する場合に提出すること。

キ 共同企業体協定書の写し (任意様式 各構成員の出資比率が記載されたものに限ります。)

共同企業体として参加する場合に提出すること。

ク 使用印鑑届 (第7号様式)

共同企業体として参加する場合に提出すること。

(3) 見積書 (様式自由) 〈6部 (原本1部及び複写5部)〉

ア 委託業務の履行において生じるすべての作業経費を記載すること。

イ 見積金額の積算内訳を示す書類を添付すること。

6 質問書及び提出書類の提出方法及び締切等

(1) 質問書

ア 提出方法

質問書（別添第8号様式）を電子メールで次のアドレスに送付すること。

<メールアドレス>shisankanri@city.kyoto.lg.jp

イ 提出期限

令和8年6月5日（金）午後5時

ウ 回答方法

質問者に関する情報は秘匿したうえで、令和8年6月10日（水）午後5時までに本市ホームページに回答を掲載する。

(2) 提出書類

ア 提出方法

郵送又は持参（郵送の場合は、必ず電話にて到着確認を行うこと。持参の場合は、提出先まで事前に電話連絡を入れ、持参すること。）

※ 紙媒体とは別に電子媒体で1部提出すること。電子媒体の種類はCD又はDVDとし、データはPDFとする。

イ 締切

令和8年6月15日（月）午後5時必着

ウ 提出・問合せ先

京都市行財政局資産イノベーション推進室学校跡地活用促進担当

（担当：小西・南・古津）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-4119

受付時間：午前9時から午後5時まで（京都市の休日を定める条例に規定する休日を除く。）

7 審査基準

(1) 審査基準等

以下の評価基準・評価のポイントに基づき採点のうえ、各項目の合計点で順位を決定し、最も順位の高い事業者を、受託候補者として選定する。なお、各項目の合計点が60点を下回る場合は、応募事業者が1事業者のみであっても、受託候補者として選定しない。

評価基準	評価のポイント
業務実績（10点）	・同種業務(※1)・類似業務(※2)に関する実績はあるか。
業務実務者の事業経験（10点）	・同種業務(※1)・類似業務(※2)に関する実績はあるか。
提案内容（65点）	・業務内容を十分に理解した提案になっているか。 ・具体性や実現可能性の高い提案か ・十分な実施体制か ・マイルストーンの示されたスケジュールか
見積金額（10点）	・見積金額は妥当か。
市内企業（5点）	・京都市内に本店又は主たる事業所を有する企業か。

※1：「同種業務」とは、国又は地方公共団体が設置した学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等）の跡地を対象として、当該施設の利活用方針の検討、基本構想又は基本計画の策定、若しくは民間活力導入可能性調査等を行った業務をいう。

※2：「類似業務」とは、国又は地方公共団体が設置した学校跡地以外の公共施設跡地又は施設再編、機能廃止等により用途転換又は利活用の検討を要する公共施設を対象として、利活用方針の検討、基本構想若しくは基本計画の策定、又は民間活力導入可能性調査等を行った業務をいう。

(2) 審査結果の通知

6月下旬頃に、書面により通知します。なお、結果（選定した事業者の名称及び評価点、参加した事業者の名称）については、ホームページで公開します。

8 契約

本プロポーザルにより選定された受託候補者は、審査結果通知後、速やかに本市と協議の場を設定し、受託内容やスケジュール等を協議のうえ、京都市学校跡地活用の推進に係る活用可能性調査等業務委託に係る契約を締結し、業務を行うものとする。ただし、受託候補者との協議が整わなかった場合は、プロポーザルで点数の高かった者の順に新たな受託候補者とし、協議を行う。

また、仕様書は、契約段階において本市と受託候補者と協議のうえ、必要に応じて若干の修正を行う場合がある。

9 成果物納品場所

京都市行財政局資産イノベーション推進室学校跡地活用促進担当
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL：075-222-4119

受付時間：午前9時から午後5時まで（京都市の休日を定める条例に規定する休日を除く。）

10 その他

(1) 提案に当たっての留意事項

参加事業者は次のアからキに留意し参加すること。

ア 確実に実現可能な内容を提案すること。

イ 実際に実施する内容は、本市と協議の上、決定する。

ウ 資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

エ 書類提出後の追加及び修正は、一切認めず、また、提出物は、提出者に返却しない。

オ 本市は、提出物について、提出者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しない。

カ 本プロポーザルにおいて本市から得た情報、資料、電子データ等について、無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁ずる。

キ 提出物について、情報公開請求を受けた場合は、受託候補者の選定後に、請求者に公開することがある。ただし、京都市情報公開条例第7条の各号に該当するものは非公開とする。

(2) 参加申請者に係る失格基準等

本プロポーザルの参加申請者が、参加申請書等を提出した日から選定結果を通知する日までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その者を失格とする。

ア 3の参加資格要件のうち、いずれかを喪失した場合

イ 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けた場合

ウ 提出書類の内容に虚偽があると認められる場合

エ 見積金額が業務委託料の上限額を超えた場合

オ 4に記載するプレゼンテーション（ヒアリング）に特別な理由なく応じなかった場合

カ 受託候補者選定に影響を与える不誠実な行為があった場合

キ その他市長が特に参加資格を有することが不適當であると認めた場合

(3) 委託料の支払い

委託料は原則として、業務完了後に一括で支払う。